

証券投資信託の信託終了のお知らせ

この度、追加型証券投資信託「グレートチャイナC/Bファンド（愛称・パワーチャイナ21）」は信託約款第三十九条第一項に定める『やむをえない事情』が発生し、また、追加型証券投資信託「チャイナ・ニュー・トレンド・ファンド21（愛称・竜驤虎視）」については信託約款第三十九条第一項に定める『やむをえない事情』の発生に加えてその受益権総口数が信託約款同条同項に定められた口数を下回ったため、平成二十三年十月二十八日をもって信託を終了する予定である旨をお知らせいたします。

平成二十三年九月十二日にファンドの信託契約を解約し信託を終了させるための書面決議を行ないます。この書面決議は平成二十三年八月二十二日の受益者の半数以上であって当該受益者の議決権の三分の二以上の多数をもって行ないます。議決権を行使すべき期間は、平成二十三年八月二十二日から平成二十三年九月九日までです。弊社に対し書面をもって議決権行使の内容をお知らせください。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなされます。書面決議が成立したときは、右記の日付をもって信託を終了します。この場合、反対の意思表示をされた受益者は、平成二十三年九月十三日から平成二十三年十月十四日までの間に、自己の有する受益権を、ご購入いただいた販売会社の本支店等を通じて、ファンドの受託会社に対し当該受益権にかかる投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

平成二十三年八月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビル三階
委託者 **二十一世紀アセットマネジメント株式会社**